

立科町の人権啓発事業

人権尊重の社会を築くには、一人一人の自尊感情を育て、人権感覚を磨き合うことで、権利と責任の自覚、互いの人権の尊重といった「共に生きる心」を醸成していくことが重要です。人権教育とは、人権教育・啓発推進法によると「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）であるとしています。当町の人権教育・啓発は、住民の人権意識の高揚、「共に生きる心」の広がりや人権尊重の社会づくり・町づくりに向けて、これまで学校、地域、家庭、企業・職場等で様々な取り組みがなされました。

立科町の主な人権啓発事業は次のとおりです。

● 町民向けの人権啓発事業

- ・人権教育指導者養成講座(7～8月に2回開催)
- ・分館人権学習(9月から10月に33分館において開催)
- ・人権を考える町民大会(12月第1週土曜日に講演会を開催)

● 学校等における人権啓発事業

- ・保育園、小学校、中学校、高校における人権教育
- ・新任職員人権研修会(4月頃)
- ・保育園・学校教職員人権研修会(11月頃)

● 企業等の事業所における人権啓発事業

- ・企業内研修の実施、各種人権啓発研修への参加
- ・立科町人権を考える企業連絡会研修(35事業所が加入)
- ・人権標語コンテスト(作品は人権を考える町民大会で掲示)



しかし、私たちの身の回りには、いまだに様々な偏見や人権侵害が残っており、また、生命・身体の安全を脅かすいじめや虐待問題、インターネットによる卑劣な人権侵害など新たな人権問題も生じています。このような社会情勢の中で、「人権を尊重し共に生きる明るい町づくり」を目指し、一人ひとりが人権問題について理解と認識を深めていけるよう、当町は、「立科町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画」に基づき、これからも人権教育の推進・啓発事業の展開を図ってまいります。

これまで、あまり人権啓発事業に参加される機会がなかった方も、まずは身近なところで、地元地域の分館人権学習会や、人権町民大会等へ参加してみるのはいかがでしょうか。

地域おこし協力隊 奔走中、

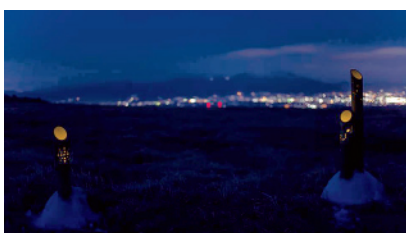
企画振興係

● 農業振興担当、熊谷進一です

私の所属している農業振興公社「たてしな屋」では、冬の間ブルーベリーの剪定をしています。

1年で伸びた徒長枝がとても多く、果樹の生命力の強さに感心しながら丁寧に剪定しました。

また、2月20日と21日に、協力隊とその有志の皆様で「冬夜のまたたき」という竹灯籠を使用したイベントを蓼科第二牧場の一画を借りて今年初めて開催しました。



一緒に竹林の伐採をして頂いたみなさま、ドリルや丸ノコを始め工具を貸して頂いたみなさま、灯籠に絵を描いて頂き穴を加工して頂いたみなさま、そしてご協賛して頂いたみなさまに心から感謝いたします。

19日は雨で中止となりましたが、20日と21日は晴天に恵まれ、述べ100名以上の方にご来場頂きました。

美しい立科町の風景情景をこれからもPRしていきたいと思っております。